日本私立短期大学協会
私立大学･短期大学版　ガバナンス･コード
【第２版】

令和６年１１月２５日

目次

私立大学･短期大学版ガバナンス・コードの改訂について…… １頁

第１章　経営の安定性・継続性の確保…… ２頁

第２章　自律的なガバナンス体制の確立…… ４頁

第３章　教学ガバナンスの充実…… ９頁

第４章　情報の公開と公表…… 11頁

日本私立短期大学協会版ガバナンス・コードの改訂について

はじめに

令和元年５月に学校教育法及び私立学校法が改正され、学校法人は私立学校法等の法令を遵守するだけにとどまらず、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことが求められることになりました。そのため日本私立短期大学協会は、令和２年に「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード」を制定し、会員校が自主的にガバナンス体制のチェックができるようにしました。

今般、令和７年度より適用となる私立学校法改正に加え、今後ますます重視される認証評価等においても、さまざまな留意事項が求められることから、改訂を行うこととしました。

本協会の会員校は短期大学でありますが、元来ガバナンス体制は学校法人全体で担うものであるため、本コードは、大学等を併設する学校法人を含め、法人全体で遵守すべき内容にしてあります。また、制定当初より会員校に向けて、各種法令や認証評価の基準を整理し、汎用的かつ簡潔な内容とし、コンプライアンスチェックに役立つ様式にしております。このガバナンス・コードを活用することによって、円滑な法人運営の一助としていただければ幸いです。

運用面の変更について

これまでは、各学校法人の判断による内容の変更を可としておりましたが、本来のガバナンス・コードの根幹である「コンプライ・オア・エクスプレイン」の考え方に則るのであれば、適正な運用とはいえませんでした。そのため、下記のとおり運用を変更します。

○本協会のガバナンス・コードを採用した場合、内容を変更しない統一したものを使用すること。

○ガバナンス・コードの遵守状況は、各法人が別表のチェック表に自ら記載し、遵守できていない場合は、様式のとおり理由を記載すること。

○本協会のガバナンス・コードを採用した法人は、毎年６月末までに別表のチェック表による当該年度の遵守状況をホームページ等に公表するとともに、協会にそのＵＲＬ等を報告すること。

○本協会は、報告されたＵＲＬの一覧を協会ホームページに公表すること。

○ガバナンス・コードは法人単位で採用するものとし、他のコードを採用してその運用方針にしたがう場合は、本協会のコードは作成しなくてよいものとすること。

第１章　経営の安定性・継続性の確保

私立大学・短期大学は、これまでそれぞれの建学の精神を堅持し、独自の特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会に貢献してきた。この多様化する時代において、今後も安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていくことが必要である。

第１章においては、上記目的の実現のため、今後の経営の安定性・継続性の確保のために必要な事項について示す。

１．経営と教学の連携・協力

（１）学校法人は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する私立大学・短期大学の教育目的を明示する。

＜確認項目＞

1）建学の精神を明示し、内外に周知している。

2）建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。

（２）学校法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わっている。

＜確認項目＞

1）学長等を理事として選任している。

2）学校法人は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。

２．中期的な計画の策定と盛り込むべき内容

（１）学校法人は、安定した経営が求められることから、中期的視点に立った計画的な経営を行うよう努める。このため、法令に基づき、原則として５年以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。

＜確認項目＞

1）原則として５年以上の中期的な計画を策定している。

2）中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。

3）中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。

4）中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。

5）中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。

3．危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

（1）学校法人は、法令遵守のための体制を整える。

＜確認項目＞

1）すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。

2）教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。

3）違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。

4）健全な私立大学・短期大学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。

4．地域貢献

（1）私立大学・短期大学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。

＜確認項目＞

1）地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携協力できる体制を整えている。

2）地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

3）教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。

第２章　自律的なガバナンス体制の確立

理事・監事・評議員は、常に学校の歴史に培われた建学の精神を尊重するとともに、それぞれの役割を理解し、それに照らした学校経営及び運営判断に努める必要がある。

第２章においては、理事・監事・評議員の三者がその役割を連携することによって実現される自律的なガバナンス体制の確立の在り方について示す。

１．理事会機能の充実

（１）理事会は、学校法人の最高意思決定機関である。学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行う。

＜確認項目＞

1）**理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。**

2）**理事会は寄附行為の定めるところにより理事が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明(注)を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。**

（注）「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではない。

3）**理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、必要に応じて代表業務執行理事及び業務執行理事を任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。**

4）**理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。**

5）**外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。**

6）**理事に対し、研修や情報提供**の機会を設けている。

（２）理事長は、学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理する。

＜確認項目＞

1）**理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。**

2）**理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。**

3）**理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを**

理解している。

4）理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。

（３）理事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1）理事選任機関を設けている。

2）理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

3）寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。

4）理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。

① 当該学校法人の設置する私立学校の校長

② 選任の際、現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者

③ 前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

5）理事長は、他の学校法人の理事長を２以上兼務していない。

6）理事は、他の学校法人の理事又は監事を４以上兼務していない。

7）理事は、他の２人以上の理事、１人以上の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有していない。また他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の３分の１を超えていない。

8）理事の任期は、監事及び評議員の任期を超えていない。

9）理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。

10）外部理事を２人以上選任している。

２．監事機能の充実

（１）監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、学校法人としても適切な監査体制を整える。

＜確認項目＞

1）監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

2）監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。
3）監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。
4）監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。
5）監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

（2）監事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1）監事は、評議員会の決議によって選任されている。
2）監事を２人以上置いている。
3）監事は、他の学校法人の理事又は監事を４以上兼務していない。
4）監事は、当該学校法人の理事、評議員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者を兼ねていない。
5）監事は、他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有していない。

３．評議員会機能の充実

（1）評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えるほか、法令に基づいた事項について意見の聴取を要する事項及び決議を要する事項について、諮問機関及び決議機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。

＜確認項目＞

1）次に掲げる事項について、理事会は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。
① 重要な資産の処分及び譲受け
② 多額の借財
③ 予算及び事業計画の作成又は変更
④ 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更の支給の基準の策定又は変更
⑤ 収益を目的とする事業に関する重要事項
2）次に掲げる事項について、評議員会は決議している。

① 寄附行為の変更（軽微な事項は除く）
② 解散
③ 合併

3）理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合の手続きについて定めている。

（2）諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。

＜確認項目＞

1）評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。

2）評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。

（3）評議員の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1）評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。
① 当該学校法人の職員
② 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢２５年以上のもの
③ 前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2）学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。

3）当該学校法人の職員の評議員の数は、評議員の総数の３分の１を超えていない。

4）役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の６分の１を超えていない。

5）評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。

4．会計監査人について

（1）文部科学大臣所轄である大学・短期大学は、会計監査人の選任が義務付けられており、適切に機能させる必要がある。

＜確認項目＞

1）会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

2）学校法人は、法令に基づき会計監査人が求める事項について、適切に報告している。

3）会計監査人は、監事及び学校法人担当者と連携し、適正な監査を行っている。

（2）会計監査人の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞

1）会計監査人は、法令に基づく資格を持つ者を評議員会が選任している。

第３章　教学ガバナンスの充実

大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」を目的とすることが、学校教育法に定められており、地域社会の発展に寄与する存在である。

学長は、当該学校法人の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証するとともに、私立大学・短期大学の適切な管理運営に資するよう体制整備に努めるものとする。

第３章では、学校法人の設置する私立大学・短期大学の役割と、それを果たすためのガバナンスの在り方について示す。

１．私立大学・短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

（１）私立大学・短期大学は、学校法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。各校においては、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、３つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。

＜確認項目＞

1）学習成果を明示し、内外に周知している。

2）卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。

（２）私立大学・短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。

＜確認項目＞

1）７年以内に１回認証評価を受け、適格の評価を受けている。

2）定期的に自己点検・評価を行っている。

3）学校法人の中期的な計画のうち、私立大学・短期大学に係る項目は認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。

２．学長のリーダーシップと教員組織の充実

（１）学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割

としている。特に私立大学・短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって私立大学・短期大学の向上・充実に寄与するものである。

＜確認項目＞

1）学長は、学校法人が定める規則等に基づき、適切な人材が選任されている。

2）学長は、建学の精神及び私立大学・短期大学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。

（2）学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。私立大学・短期大学の向上・充実のために、各校の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。

＜確認項目＞

1）私立大学・短期大学には学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。

2）教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。

① 学生の入学、卒業及び課程の修了

② 学位の授与

③ そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

３．教職員の資質向上

（1）私立大学・短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、私立大学・短期大学は、教職員の資質向上に努める。

＜確認項目＞

1）教員に対するＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。

2）事務職員のほか，教授等の教員や学長等の大学執行部，技術職員等に対するＳＤ（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。

3）組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。

第４章　情報の公開と公表

学校法人は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努める。

第４章においては、公開及び公表(注)すべき情報とその運用について示す。

(注)「公開」は、学校法人や大学が請求に応じ、交付又は閲覧によりその情報を開示すること。「公表」は、何人も情報を入手できるよう、自ら情報を提供すること。

１．情報公開と発信

（１）学校法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後３か月以内に計算書類その他資料の作成等を行い、情報の公開又は公表ができるようにする。

＜確認項目＞

1）学校法人は、法令に基づき、下記の資料を作成している。

① 寄附行為

② 計算書類等（貸借対照表、収支計算書、事業報告書、これらの附属明細書）

③ 監査報告、会計監査報告

④ 財産目録等（財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準）

2）1）の情報について、法令に基づき、各事務所に備えて置き、請求があった場合には公開している。

3）学校法人は、法令に基づき、1）の情報をインターネットの利用により公表している。

4）学校法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。

5）学校法人が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行っている。

（２）私立大学・短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。

＜確認項目＞

1）私立大学・短期大学は、下記の情報を公表している。

① 私立大学・短期大学の教育研究上の目的及びⅰ）卒業認定・学位授与の方針、ⅱ）教育課程編成・実施の方針、ⅲ）入学者受入れの方針

② 教育研究上の基本組織

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

④ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等

⑤ 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
⑥ 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
⑧ 授業料、入学料その他私立大学・短期大学が徴収する費用
⑨ 私立大学・短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援